

Title	小作関係の成立：フランス地主制史論
Sub Title	Establishment of tenant relationship : theory on the history of French landlord system
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.5 (1966. 5) ,p.445(1)- 462(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19660501-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

- 大塚久雄編『マックス・ヴェーバー研究
—生誕百年記念シンポジウム—』……飯田裕康 67
- 村野孝編『国際通貨制度
—問題点と将来—』……深海博明 68
- 南亮三郎編『人口都市化の理論と分析』……鳥居泰彦 69
- 根岸隆著『価格と配分の理論』……川又邦雄 70
- 稲田献一著『新しい経済学
—ビジョンと実証—』……川島康男 72

小作関係の成立

—フランス地主制史論—

渡辺國廣

序 —結びもかね—

〔一〕 土地は耕作する者が所有した。しかし十七世紀を通じかかる原則は急速に崩壊してしまった。土地は耕作しない者の手に移った。いわゆる余所者による土地の集積で、余所者のうち官僚が中心勢力を形成した。土地に向う都市の資本の出所はいずれも同一で、裁判や財政の役職から来たのであった。⁽¹⁾しかし土地がこれらブルジョワの手に渡った時、もはや単に社会的上昇のための手段ではない。同時にそれは彼にとり盛んな収益をもたらす場でなければならなかった。彼は変動の多い経済のなかで俸給だけに依存することがいかに危険であったかに気づき、土地からの収益で生活の安全を期そうとしたのである。集積者は貨幣経済の高まりのなかで大量の貨幣を必要とした。しかし彼が都市の生活者として本務を持ち、役畜を持たなかったということは、土地財産で目的を達しようとする際に決定的な意味を持った。土地から収入を得るため、彼は賃貸借関係によらなければならぬ。今や賃貸借を通じ、貨幣が狙われることは必至であった。

〔二〕 土地に対する関心はもっぱら貨幣に対する高い必要に帰せられる。経済的関心がすべてであった。土地集積者の側

小作関係の成立

において貨幣必要がどれほど高かったことか。そしてこのことがまた土地を貸付地として一定の内容規制を受けた財産にまで仕立てなければならぬ理由ともなった。調和よく構築された貸付地の出現である。一般にフェルムといわれた。それが貸付地一般と区別されるべきことというまでもない。こうした貸付地の設定をめざして土地の集積を続けたブルジョワこそほかならない都市の役人であった。強い貨幣必要から役人は土地に向い、フェルムの構築のなかで集積財産を確実な収入源に仕立てることになった。今やブルジョワは集積財産を単なる貸付地として扱わない。彼が近村で地主になった時、財産をフェルムに一括、賃貸することを原則とした。フェルムの賃貸借にブルジョワはすべてを賭けた。しかしフェルムに組込み得ない財産の発生は避けられなかった。ブルジョワはこうした土地をも収入源に仕立てなければならぬ。都市の生活者として役畜がない以上、その運営に際しても賃貸借の關係に依存するほか方法がなかったのであった。

今や集積財産はブルジョワにより二つに大別された。貨幣必要がすべてに優先した。一はフェルム、他はフェルムに組込み得ない財産で、地主にとってはいわばはんばな土地であった。両者とも貸付地として貨幣収取に用立てられていた。しかしブルジョワの財産のなかでその持つ意味は根本的に違った。前者は真の財産で、地主としてのブルジョワの性格規定に際し決定的な意味を持つものであった。今や財産を漠然と賃貸に出すというのではない。財産を二つに峻別、ブルジョワは貨幣収取に徹底を期した⁽²⁾。こうした区分がまた目的の達成を容易にもしたのであった。フェルムを貨幣収取の拠点とする。他はそれに奉仕するものとして、低廉かつ豊富な労働力の給源に仕立てられた。集積財産を二分する時、積極的意図はそこにあった。

〔三〕ブルジョワは集積財産を貨幣収取の目的で整理した。彼には都市に本務がある。しかも役畜を持たない。かかる限定の下ブルジョワは貨幣収取のため賃貸借の關係に頼らざるを得なかった。小作關係の成立である。しかし適用する対象の性格が違う時、小作制は複雑な内容を盛込まれることになった。実際にどうか。本稿はこれに答えるものであった。小作関

係を多様化し、ブルジョワは目的の達成を信じた。しかし順調に運ばない⁽³⁾。地主としてブルジョワは大きな誤算をしてしまった。彼は契約の更新にすべてを賭けた。財産管理の下手際はすべてフェルミエを交替することにより解消できるという態度であった。生産の強化により地位の安泰を考えない。むしろ安定をかくことのなかで利益確保が狙われていたといわなければならない。

I faire-valoir direct

〔一〕所有財産を直轄する場合である。しかし彼が直接に手を下すということはない。通例は雇傭労働によつていた⁽¹⁾。しかしこの種の管理方式が土地財産の全部に適用できるというものはなかった。範囲はかなり限定されていた。パリに本拠を持つブルジョワが界限で土地を取得した時、囲い地、菜園、葡萄畠が直轄のための主たる対象となつていた⁽²⁾。これらはいずれもごく小規模の面積である。しかし無視することはできなかった。それらの多くは地主の館近くにあり、従つて監督が容易で、このため果実、野菜、葡萄、銅葉、地主の家庭に必要なすべてのものの生産には好都合であった。これらの栽培には労働力が集約的に必要で、監督の容易な場所において直轄方式は大きな成果を発揮し得た。

ブルジョワが地主になった時、彼は財産をフェルムに一括、賃貸することを原則とした。彼が土地でめざすのは貨幣であった。収入を貨幣で得る時、彼は都市の生活者として好都合であった。彼にとり貨幣収取を確実化する以上に願わしいことはない。フェルム構築の意図はそこにあった。農業は自然に影響されること多く、従つて危険も大きいわけで、賃貸借關係を通じ、土地財産は収入源に仕立てられることになったのであった。生産過程の危険は避けなければならない。ブルジョワはフェルムでかかる目的の完全な達成を信じた。しかし直轄方式では危険がともなう。それを承知のうえのことであった。いきおい真実の財産たるフェルムで直轄方式の適用は躊躇せざるを得ない。フェルムに組込まれない財産はいわばはんばな

小作關係の成立

土地で、実に直轄方式はそこで集中的にみられることになったのであった。⁽³⁾ 今やブルジョワの土地所有で直轄方式の持つ意味は明白であろう。対象はほんばな土地にはかならない。しかし直轄することで地主はその利用に万全を期した。地主の館に近いことは彼がこれらはほんばな土地の利用に際し直轄方式を選ぶ決定的な動機となっていた。⁽⁴⁾

〔二〕 今や直轄の対象は明白となった。ほんばな土地で、館に近いということが絶対の条件である。しかし、そこで本格的な収益を期待してはいない。問題は運用の面である。菜園についてみる時、三つの方法があった。

第一が自分で乗出す場合である。直接的であった。現にブルジョワの多くが好んで菜園の仕事に従事していた。⁽⁵⁾ しかし道楽のためであって、それ以上に一步も出なかった。かかる行為を土地経営のなかで重くみることは許されぬ。⁽⁶⁾

第二は菜園の仕事を他に依頼する場合であった。これはもつともしばしばみられた。契約により栽培すべき作物が指定される。また農作業について綿密な規定を設け、同時に契約は報酬について触れ、現物のほか、かなりの現金が与えられるべきことをうたうのであった。しかし成文の契約によるばかりではない。口約束で地主は直轄地の経略に必要な労働力を調達した。そして現実にはこの場合が圧倒的であった。村には兼業を望む者が群生しており、地主の要求はこうした社会的存在によって充足されることになったのであった。マヌブリエは兼業層として地主が直轄に踏切る際に必要な労働の主たる給源となっていた。⁽⁷⁾

これらのほかにどうか。地主からフェルムの経営を依頼されているフェルミエが地主のためその直轄地に出て、奉仕する場合。第三の方法であった。フェルムの賃貸借契約のなかにこの点をはっきり盛込んである場合がみられた。⁽⁸⁾ 例えば一六五八年にフェルムの賃貸借に結ばれた契約のなかで、地主は圃い地を直轄とし、その耕作をフェルミエに依頼するのであった。圃い地の面積は四アルパン半。フェルミエはそれを自分の鋤と馬で耕作しなければならない。契約はまた農耕の手順についても規定。一アルパン半については年間に四度の施肥、そして小麦を栽培。一アルパン半は年一回の施肥でよく、燕

麦を栽培、残りの一アルパン半は休耕。またそこで必要な種子はフェルミエの負担であった。ほかに彼は地主のため燕麦二〇〇束を提供しなければならない。また一六七三年にアブランビル村で結ばれた契約でも、フェルミエに対し直轄地の経営に奉仕することを義務づけるのであった。そして圃い地の経営に必要なものの提供を求めた。第一が一五〇束の小麦、そして同量の燕麦。また葡萄酒には肥料と麦藁を供出、支柱を運び込まなければならない。そして葡萄の取入に従うことを義務づけるのであった。直轄の燕麦島の耕作もフェルミエの義務であった。一般に直轄地で耕作はフェルミエの奉仕するところであった。しかし刈入と打穀は地主の側の負担におこなわれていた。仕事の分担で役畜の有無は決定的な要因となった。フェルミエは役畜の提供者として地主の直轄地に奉仕を強要された。

〔三〕 地主が財産をフェルムに一括した時、もともと賃貸に出すことが目的であった。しかしフェルムで最初から直轄を考へる場合も出た。これはごく例外的なこと⁽⁹⁾で、パリ界限についてみる時、ただ一件あるのみであった。

一六六五年にゴミ姉妹は馬子の夫婦を召使に雇い、ラ・ガルドの屋敷に住わせた。期間を三年とした。夫婦は姉妹が直轄するフェルムで耕作に従事しなければならない。土地は屋敷に付属していた。また夫婦は雇主の命ずる家事すべてに応じなければならなかった。とくに妻には家計がまかされた。なお姉妹の所有する馬の世話、鋤の手入も夫婦の仕事であった。とくに姉妹は夫婦が他に働きに出ることを禁止した。給金は年に一六五リール。ほかに夫婦が持込んだ農具の維持費に六〇リール、馬の飼葉にと二〇〇リールが与えられた。⁽¹⁰⁾

地主は労働力に馬子の夫婦を雇い、直轄フェルムの耕作に従事せしめた。雇傭労働としてそれは家事奉公人にはかならなかった。しかし単に腕の労働の提供者ではなく、家計の切盛りをすべて引受ける者としてこれら奉公人には高度の頭脳が要求された。そればかりではない。彼はまた役畜の提供者として地主の直轄地に臨んだ。都市の生活者たる地主は役畜を持たず、雇傭者についてその役畜もろとも丸抱えすることで自己の不備を補足しようとはかったのであった。

小作関係の成立

これはフェルムに關し直轄を組織的に断行する場合として注目に値する。しかし直轄方式がみられるのは単にそれだけに限らなかつた。フェルミエが経営を放棄した時、地主は直接に手を下さざるを得ない。しかしこれは一時的なことであつた。時には一部限られた仕事について手を下すということもあり、直轄はそうした場合、結局単なる弥縫策にすぎなかつた。しかしこれはしばしばみられた。⁽¹¹⁾

フェルミエのアリノーが破産した。地主のビュンエールは早速に彼との契約を破棄。一六七二年の十二月七日のことであつた。その際に両者の間で約束をかわし、秋に播いた小麦の収穫はアリノーの責任、地主は三月以降の播種に従事することにした。しかし翌七三年の二月に早くも地主は別のフェルミエと契約をかわした。この契約の正式の発効は同じ年の十一月十一日の聖マルタンの祝日。しかしブュンエールは新フェルミエに対しそれまでに収穫される燕麦を無料で提供した。⁽¹²⁾ 今や直轄がフェルムについては弥縫策であること疑いない。フェルミエが見つければ、彼は急ぎ直轄を解いた。その際に彼は多大の犠牲も顧慮しなかつた。直轄は道楽である限りいい。しかしその負担が本格化することをブルジョワは嫌つたのであつた。彼の本務は農業とは別のところにあつた。役畜がないということと直轄の対象は限定を受けた。しかし経営が役畜を離れて可能な場合、地主は直轄に大きな意欲を示しさえしたのであつた。⁽¹³⁾

II bail à moitié

〔一〕 収穫を配分し合うという条件で耕作を他に任せる場合で、地主が村に住まわぬ時、これは直接に手を下さす場合と同じくらい不便であつた。ここでも嚴重な監視が強く望まれた。十七世紀を通じかかる種の賃貸形式はまったく例外的なことに属する。⁽¹⁾ それでもなお若干の例がみられた。しかしフェルムの賃貸に際しこの種の形式が大きな意味を持つということではなかつた。⁽²⁾ 地主はフェルムで貨幣の直接的な収取を考えていた。

〔二〕 土地では貨幣の確実な収取が望まれた。そして地主はフェルムの構築により目的の達成を信じた。しかしフェルムで現物を受取らなければならぬという場合が起つた。地主の手でそれが換金される。一体いかなる事情によつてか。以下いくつか事例⁽³⁾を掲げ、便宜に供しよう。

一六七〇年にゴミ家ではこれまでの直轄方式をやめ、一〇〇アルパンの耕地が付属するフェルムを賃貸に出した。期間は六年で、必要な種子と収穫した作物は賃借者との間で折半した。同じゴミ家の場合だが、一六八四年には折半ということとラブルールに対し賃貸に出した。騎士のデスマが新しく地主になった時、彼はこの契約を破棄、金納小作に切替えた。

一六一四年にマルテル家ではサン・ペールに持つフェルムを収益折半という条件で賃貸した。しかし間もなく中止、収税係のジョスに経営を移した。直轄である。彼が年間そのことで支払う賃借料は六、〇〇〇リール。しかし一六七四年には一六、〇〇〇リールの負債を抱え、賃借料の支払にもこと欠いてしまった。それを機に再度マルテル家では収益折半ということに踏切つた。同時に農作業の手順について詳細かつ厳密に規定。種子、肥料、刈入のための諸費用に關し、冬穀については負担をいっさい等分。三月麦の場合、賃借者三分の二、地主三分の一の割合で負担。収穫は両者の間で経費に應じ分つ。冬穀について賃借者は地主分を二つの納屋のうちどれかに運び込まなければならず、地主は八月末にそれを指定した。乾草も同じく負担により配分された。地主に手持がなくなつた時、賃借者に残余があれば、彼はそこから召上げることができた。一六八四年にマルテル家ではかかる取極を破棄、金納小作に切替えることにした。

〔三〕 土地の賃貸に際し収穫を配分し合うという条件によつた時、間違ひなく賃貸料が取立てられるかどうかという不安がその基底にあつた。こうした懸念は当然のこととして賃借者が困窮した際に強く打出されることになつた。現に賃借者が負債に苦しみ、賃借料の支払にもこと欠くことが判明した時、地主は急ぎ分益小作に切替えることにした。収穫を配分し合うという条件に転換することにより地主は賃貸料を確実に召上げることが狙つたのであつた。そのための分益小作で、いわ

ばそれは弥縫策でしかなかった。とにかく確実に召上げたいのである。その実施には綿密な監視が必要で、在村の地主のみがよくこれに任じ得た。もはや換金の労をいとわぬ。彼は実際に農作業の負担に応じなければならず、そのためにも在地ということは分益小作で肝心な条件であった。地主が遠くの都市に住んでいる時、分益制に踏切ることが可能か。現にこうした疑問が広く聞かれた。⁽⁴⁾

しかし現物であれば、何でも受取っていいというわけではない。嚴重な制限があった。地主は都市の生活者として貨幣を望んでおり、賃貸料として得たものは容易に換金できなければならぬ。穀物はかかる条件を満たす唯一のものであった。今やフェルムを穀物生産のための本格的な場に定着する必要が生じた。かくて農業の手順に關し契約は詳細に指示することになった。そして現実に換金の容易な穀物が間違いなく栽培された。⁽⁵⁾ 賃貸料を穀物で得、それを換金することで貨幣の収取を実現しようとした時、収奪は間接的となる。しかし地理的条件が穀物生産に不向きな場でお所期の目的を達するにはこれも仕方なかった。かかるなかで賃借者の交替もはげしい。相当なものである。それでもなお地主はフェルムで貨幣を確実に召上げようと願うのであった。

III bail à loyer

〔一〕 賃貸借に際し定額の貨幣負担による場合で、実際に極度の普及であった。かかる形式の第一が、財産をフェルムとして一括、賃貸する場合。⁽¹⁾ 他は土地の単なる賃貸借関係。⁽²⁾ 兩者の持つ意味は根本的に違つた。⁽³⁾ 前の場合だが、そこでは賃借者の下で経営が順調に進められることが狙われた。実にこのことで地主は収取の確実化をはかろうとしたのであった。かかる賃貸では作業場の付設を特徴とするが、よくこの間の事情を物語るものといわなければならない。願ひは貨幣の直接的な取得にある。パリに居を持つブルジョワは近郊の土地の管理に際し第一の型による場合がもつとも多かつた。⁽⁴⁾ 賃借者はフェ

ルミエと呼ばれた。農業経営の直接の担当者で、その前身はといへば、ラブルール。彼は役畜の提供者としてブルジョワに對した。ラブルールはかくすることに生活の糧を見出そうとはかつた。この時すでに彼は自立のため世襲財産に依存できず、手許に残る役畜を運転資本として利用することにすべてを託さなければならない。ブルジョワもまた地主として彼を介することで土地を収入源に仕立てることになったのであった。彼は都市の生活者として役畜を持たず、土地財産の管理に支障を來した。ラブルールが役畜に見合う規模の世襲財産を持たなくなった時、ブルジョワにとり彼の存在は貴重であつた。彼はかかるラブルールをフェルミエに仕立て、そのことでラブルールの下に遊休資本として残る役畜を土地経略に必要な運転資本に用立てようとしたのであった。

地主制の展開という時、かかる局面でのみ把握さるべきものと信ずる。フェルムをめぐる賃貸借こそ地主小作関係にほかならない。生産過程の危険はすべて賃借者たるフェルミエの負担とし、自分はフェルミエを介し土地と金融的に結びつくのであつた。土地で彼は貨幣の収取に専念した。しかも安定的な収奪が願われていた。土地をめぐるこうした社会関係が成立した時、土地は地主制の下に組込まれたといひ、彼を寄生地主と稱した。収取のために役畜の提供者たる資本家を介さなければならぬ。貨幣が直接の目標である。しかし一旦現物を得、しかる後にこれを換金するという手法の場合もあつた。いわば間接的な収取にほかならない。⁽⁵⁾

〔二〕 賃貸に際し定額の貨幣負担による時、財産をフェルムに仕立て、一括賃貸する場合が目立つ。賃貸借一般と違う。一体いかなる仕組の下で収取が実現されることになったのか。目標は貨幣の直接的な取得にある。しかも生産とかかわりなくつねに一定額を召上げなければならない。ブルジョワは土地を離れて確実にそれを達成しようといふのであつた。同時に彼は都市に専念すべき本務を持っていた。もはや経営のため彼が他に依存しなければならぬこと明白である。貨幣は都市生活者としての彼の地位強化に不可欠のもので、その給源として土地が嚴密な契約の下に拘束を受けることになつたとして

小作関係の成立

も決して不可解ではない。

契約の始期はいずれの場合も同じ。十一月十一日の聖マルタン祭。どの契約を取上げてみてもこれだけは共通。今やフェルムが穀物生産の場として賃貸に出されたことは明白であった。十一月の十一日に注意。これは穀物の刈入がすべて終わり、次年度の収穫に必要な作業が開始される時限に一致した。

賃貸の期間に関しては、一律にいうことができない。事例の語るところを総合すると、通例は六年か九年で、そのいずれを選ぶかはもっぱら地主の裁量によった。全般的にいつて地主は期限を九年とすることに深い関心を示した。底流に期間延長の意図があった。しかもそれがかなり強い。これにより彼はフェルミエを土地改良に専念させたいと願った。しかし現実には契約をしばしば更新することで収入を最大限に確保したいという願望が先立ってしまった。生産性の向上のなかで彼は収取の拡大を考えない。フェルミエの地位を願う者が多く、彼はこの競合関係を利用することにすべてを託そうとしたのであった。

諸負担のうち、第一にフェルムの賃貸料は定期の貢納として、十七世紀早々は物納であった。しかし中葉以前にすでに金納化が完了していた。この転換はパリ界限における貨幣使用の一般化と深く関連した。額は非常に区々、一律化は困難なほどであった。契約の期間中は変更しないというだけの約束である。決定要因は単に地味ばかりでない。地主の裁量も大きく作用した。ただ一般的にいい得ることは、フェルムとして地主の財産を賃借する場合、一アルパン当り定期の負担は軽少で、土地をはんばに賃借する時、むしろ割高ですらあったという事実であろう。一六八八年にアブランビル村で得た結果によってもそのことが例証された。とにかく零細に賃借する時、彼は不利な立場に追込まれてしまった。そしてこれははんばに賃借することを願う者が早くも相当数あったことを意味した。フェルムを賃借する際には役畜が必要である。しかしはんばに賃借する場合、腕一つでよかった。彼は素手の耕作者である。今や役畜を持たない者の広範な出現は疑いない。役畜を

持たなくなった時、彼には耕作すべき世襲の土地もない。彼は生活のため土地を各所に零細に賃借することで甘んじた。彼が賃借したのはいわば土地の屑である。彼はこれでいささかなりと生活の糧を得た。しかし必要の全部ではなかった。今や彼は不足分を他に求めなければならぬ。しかしこうした者の出現は重要である。地主は彼をフェルムの雇傭労働者に仕つけようとした。農業における労働需要は季節的であり、従って兼業者として就労を願う者の大量発生は好都合であった。フェルムはこれを労働の安定的な結核として経営の安泰を誇り得た。兼業者であれば、賃金を存分に切下げることが可能である。こうしたなかでフェルムは繁栄を続けた。ブルジョワは威信を増した。しかしその背後で村の圧倒的多数は社会的に不利な処遇を受けることになってしまったのであった。無産者間の激烈な競争はこの事態の出現に深く関係した。

フェルムを賃貸した場合、地主は定期の負担のほか、フェルミエとの契約のなかで付帯的な諸負担を義務として掲げた。これら第二次的な負担は非常に多岐にわたっていた。地主は定期の負担を据置き、かわってこれら二次的負担を操作することにより収入の調整をはかった。定期の負担を不変とすれば、これら雑負担は可変で、かかる余地を残すことで地主は変動の多い時代に負担定額化の不利を克服しようとしたのである。

(三) 土地所有に極端な不均衡が起り、そのなかで無産化が始まった。従ってそれはまた土地を大量に集積する者の出現を意味した。官僚がその中核を形成する。今や土地の大部分は余所者の手に移り、彼の金融的必要の手段に供せられることになった。土地で生産の持つ意味は退けられた。余所者として地主は金融的必要から土地と対した。彼は都市の生活者として恒常不断的支出を強要された。しかし土地からの収入は季節的である。この矛盾を彼は資本家として彼の土地を賃借する者を介することにより解決した。土地に対する必要をこうして充足する時、彼は土地について金融的に振舞ったといひ、彼を寄生地主と称する。

金融的に土地と対する時、一体いかなる仕組によったのか。フェルムが賃貸の対象でなければならない。そしてこのフェルムが賃貸の成立

ルムを媒介に貨幣の収取がおこなわれたのであった。問題は収取がいかなる経過のなかで実現されたかにある。地主とフェルミエの契約のなかで賃貸料は定額化された。しかし地主は臨時の諸負担を強要する余地を残していた。そしてこの面の調整で地主は収取の完璧を期そうとしたのであった。身分関係のなかで収取が企図されたといわなければならない。貨幣必要の増大がかかる収取の範囲を上廻ることしばしばであった。地主は負担金の前渡すら要求した。フェルミエが農事に収入を託する時、もはやそうした要請に応じることができない。フェルミエは経営の放棄をよぎなくされた。現に交替がはげしく、こうしたなかでフェルミエたり得る者も大きく変らざるを得なかった。

IV rente foncière

〔一〕生涯を通じラントを強要できるという条件で土地を供与する場合⁽¹⁾で、この種の賃貸形式は随所に散見さる。実際に相当な普及であった。⁽²⁾

ラントを受取る側についてみれば、在村する者が目立つ。彼は乏しい蓄積をラント取得の目的で放出した。また教会の場合が多い。パリ在住のブルジョワに関しては、この種の形式が第二義的な意味しか持たなかったといっているのではない⁽³⁾。しばしばそれはかつて彼が本格的な地主として界限で大きな勢力を持ったことの名残ですらあった。⁽⁴⁾

〔二〕土地の賃貸に際しラントを取立てるといふ契約は主に葡萄島で適用された。しかし単なる葡萄島と違う。フェルムに一括できず、従って処理の困難な葡萄島でみられた。⁽⁵⁾ いわばはんばな土地にほかならない。今やブルジョワの進出は明白であった。彼はよくその手法を利用することで葡萄栽培の危険負担を避けようとした。土地を引受けた者は自身で領主に対しサンスの申告をし、また彼は財産移転に関する諸負担を支払わなければならない。賃借者に対し権限が大幅に移譲された。従って実質的にこれは譲渡であった。しかしなお引受者はそれを固有の財産と峻別していた。⁽⁶⁾ かかる処方で地主は引受

者が仕事に専念するようはかった。葡萄栽培には細心の注意が必要で、引受者を実質的な所有者に仕立てた時、よくその目的が達し得られると信じた結果であった。しかしラントを召上げるべく土地を手放す場合、依然として彼は土地に対し権利を主張し続けた。その証拠に彼は土地で間違いなく葡萄を栽培することを命じ、また作柄の調査のため頻繁に向向いた。なおまたラントの支払をとどこおった時、彼は手放した土地の返還を求めることができた。事実こうした事態は頻発した。⁽⁷⁾ そしてまた地主はこの機会をラント更新のため利用しようとしたのであった。⁽⁸⁾ 通例ラントの取立は貨幣によった。その額は即金で購入しようとする際に支払われる土地価額の五パーセントに相当した。しかし貨幣価値の低下は地主を深い憂慮に包んだ。こうした状況のなかでラントを現物で要求する場合も出た。⁽⁹⁾

葡萄島のほかにはどうか。ラントを召上げるといふことで賃貸の対象となったものに、他の種の土地があった。これらをフェルムにまとめることはできない。いわばはんばな土地である。しかし賃借する側にとっては有用なものであった。具体的には菜園、不良地で、これらもまたラントを取立てるといふ賃貸方式により確実な収入源に仕つらえられていたのである。⁽¹⁰⁾

〔三〕ブルジョワが近村で地主になった時、財産をフェルムに一括、賃貸することを原則とした。しかしこの過程でフェルムに組込み得ない土地が発生することは避けられなかった。ブルジョワはこうした土地をも収入源に仕立てなければならぬ。その際いろいろ方法もあるが、実質的な譲渡という形でラントを求めたことにしたのはもっぱら対象となった土地の地理的な条件にかかった。それはブルジョワの監督し得る範囲を遠く離れて存在した。従って彼は賃借者に対し自主性を認めなければならない。賃借者を事実上の所有者に仕立て、いわばその保守的心情を梃子に収取を確実化しようというのであった。葡萄島、菜園と、集約労働を必要とする場で主にそれがみられた時、この措置は収取のためもっとも妥当なものというほかない。

問題はかかる土地に殺到するのが誰かであった。フェルムの場合と違い、賃借者は役畜を持つ必要がなかった。役畜をかく時、すでに彼は穀物生産の本格的な担い手たる資格がない。従って問題はそれでもなお彼が土地の賃借を願う事情にあった。この際その土地がフェルム形成の過程で生じた、はんばな土地であったことに注意。彼は実に兼業の一端としてかかる土地を賃借することになったのであった。地主にとりそうした社会層の出現は好都合である。彼はフェルム経営に必要な労働力の給源をそこに見出そうとした。いわば土地を有利に提供し、そのことで兼業者を自己の下に大量に確保する。ラントを土地で召上げようという時、地主はそれを積極的に期待した。一般に永小作であるが、恩情がそれを支える基調ともなっていた。

注

序(1) 集積者をかく規定することは最近の注目すべき傾向であった。土地で余所者という時、役人層の進出が目立つ。従来は商人とみていたのだが。

(2) 対象が何であれ、貨幣の収取は賃貸借関係のなかで実現された。同じ賃貸借の関係でも対象に応じその持つ意味も違って来る。しかしこうした理解の仕方は最近までみられなかった。もはや小作制一般ということは許されない。本稿の積極的な意図もまたその点への言及にあった。

(3) こうした評価については、例えば Venard, *M. Bourgeois et Paysans au XVII^e siècle* (1957) の結語に注意。

I(1) かかる雇傭者は *valet* と呼ばれた。それが労働力のいかなる形態に属するかは地主の性格規定のため大して重要と思えない。問題は地主制で直轄方式が持つ意味にかかると。この点に関しては後述するところを参照。

(2) ドカはバリーに住むブルジョワ、そしてアランビル村に土地を持つ。しかし館に近い開地は直轄。土地一アルパン半、葡萄島五カルティエ半からなる。また同族の者と共同だが、耕地二アルパン三カルティエ、葡萄島一アルパン、開地を直轄。開地の構成は四アルパンの耕地、雑木林、植えたばかりの葡萄の島。モレ夫人は開地を直轄。土地八アルパン、菜園、雑木林が内容。これら諸例は Venard, *op. cit.*, p. 63 によった。

(3) かかる評価は *Ibid.*, p. 63 に従う。直轄方式はフェルムを除く財産の管理に際し一般化していた。

(4) 同じくはんばな土地の経路に関してだが、IVの方式があることに注意。後述するところである。館に近いか否かは二者選一の重要な契機となっていた。

(5) *Ibid.*, p. 64 に注意。バリーに居を持つブルジョワに関しては、かなりの数に達したとみていいのではないか。

(6) *Ibid.*, p. 64 の指摘。経済的現実を決定するほどの要因とみることは不当。

(7) 直轄に際し手間賃を支払うのである。この方式は頻繁にみられるが、何よりも手間賃を願う社会層の発生を物語る。 *Ibid.*, p. 64. に注意。

(8) 以下で諸例は *Ibid.*, pp. 64-65 から仰いだ。いわば身分関係を利用することで直轄地の経路を考える場合である。

(9) かかる評価は *Ibid.*, p. 66 に従う。

(10) 以上の例は *Ibid.*, pp. 66-67 によった。ヘナル氏はこれを、「真の直轄」と呼び、注目するのであった。

(11) この評価は *Ibid.*, p. 67 による。

(12) この例は *Ibid.*, p. 67 に仰いだ。

(13) 森林について扱いはいささか違う。彼は好んでこれを直轄、しかも多くは直接の管理、伐採権の買却で収入を得た。単にそこにとどまらず、地主は雑木林を確実な収入源に仕立てようとした。木材は建築材として確実な利益を保証し、原木の買却は大きな魅力に感じられた。現に地主はこれで非常な利益を得た。一括賃貸する時、森林もよくそのなかに含められた。地主は特別の規定を設け、管理の方式を指示した。そして伐採は賃貸期間中に一日と規定、またその際の伐採可能量を指示、幼樹の保護を強調した。今や森林に對し地主の寄せる関心は絶大であった。これをめぐっては、 *Ibid.*, p. 65 に注意。

II(1) かかる評価は Venard, *op. cit.*, p. 69 に従う。しかしこれは貨幣の使用が一般化している地帯でのみ妥当する。後進諸地域で問題は別。

(2) *Ibid.*, p. 69 をみよ。フェルムで現物を召上げた時、地主はこれを換金しなければならない。かくて収取は間接的となった。地主は都市の生活者として何よりも貨幣を望んでいたことに注意。本稿IIIを参照。

(3) *Ibid.*, p. 69 から引用。以下ではゴミ家とマルテル家の場合について要約的に伝えてみた。

(4) *Ibid.*, p. 69 に注意。引用の諸例で地主は都市に居住していたが、それでもなおこの形式によらざるを得なかった。しかし依然として例外的なことに属した。

小作関係の成立

(5) いわば強制栽培である。契約で農作業を詳細に指示したことはかかる意図に発する。無理にもそこを穀物生産の場に仕つらえようとするのであった。

III (1) bail de ferme といわれた。なお本稿のIIに注意。IIIではいわば先進的な場合を論じた。

(2) かかる場合を "heritage" の賃貸と称した。
(3) bail a loyer で、二つを峻別することは最近の注目すべき傾向であった。
(4) 一六八八年にアブランビル村の地主は全部で八三、うち二〇アルパン以上の賃貸者は一〇、サン・ゲルマン・デ・プレ修院を除けば、いずれもパリ在住のブルジョワ官職の保持者であった。Verard, op. cit., p. 70 に注意。土地の集積者は通例ブルジョワとして一括されているが、この点は検討を要する。むしろ官職の保持者が重要な役割を果たして来たと考えたいのだが。

(5) 本稿のIIを参看。貨幣の収取に際し直接か間接かはもっぱら界限における貨幣使用の程度によった。それ以上の意味はない。
(6) 必要な諸例は Ibid., p. 70 に仰いだ。以下に要点だけ抜いてみた。

サン・ゲルマン・デ・プレ修院ではアブランビル村に持つ所領の賃貸期間を九年ということに終始した。メソン・ルージュヤラ・フオレ所在のフェルムでは地主と無関係に六年という契約であった。そしてこれが世紀末まで続いた。九年の契約を六年に短縮した場合も出た。ラ・フォリに持つフェルムを地主のフラパンは六年契約で賃貸に出した。しかしサン・ゲルマン・デ・プレ修院に寄進されて後は九年に延長された。ボワクルジョン家では六年という契約によった。ル・ジュージ家は九年契約にしていた。ブシェールはフオレにある彼のフェルムを六年の契約で賃貸した。またボーベシエールに彼が持つフェルムについては九年契約であった。しかし不作の一六七三年にフェルミエが借金のため破産、新しいフェルミエとの契約では六年の期限とした。サン・フィリベルにあるフェルムは六年契約で賃貸に出されていたが、一六三〇年以降九年となり、世紀末までそれが続いた。ただし一六五四年にはフロンドの乱の混沌のなかで五年契約であった。

マルテル家はメソン・ヌーブに所持のフェルムを六年契約で賃貸していた。一六五八年にマルテル家では総請負人を任用。各所のフェルムを一括監督させることにした。それ以来賃貸の期限は九年となった。しかし一六七四年に総請負人が破産、期間は六年に戻り、一六八六年まで続いた。

(7) 諸例によって示してみれば、メニに所在のフェルムでは定期貢納を穀物若干と指示した。しかし一六二八年にマルテル家はこの契約を更新、これまで一アルパン当り五ボワソーであった定期貢納を、トゥール貨五〇スーに切替えた。サン・ゲルマン・デ・プレ修院に対する定期貢納はアブランビル村において金納であった。同じ時期に地主のフラパンはティエ村において定期貢納を金納に切替えた。Ibid., p. 71 に注意。

(8) この評価は Ibid., p. 71 に従う。賃貸借の持つ意味が両者で根本的に違うことに留意。
(9) Ibid., p. 72 から転載してみた。今や零細に賃借する時、割高なこと明白であった。第一に五〇アルパン以上を賃貸する場合。これはフェルムとして取得財産を扱ふとみていいわけだが、一般に割安であった。知られる如く、フェルムでは土地が均質化している。にもかかわらず、そこで賃貸料の均一化はみられない。負担額の決定で最大に影響を持つのは依然として地主の都合であったことが看取される。一アルパン当り負担額について不規則性がそこでもっとも高いことに注意。第二の場合に關してはどうか。一アルパン当り五リールから六リールが優勢である。ほとんど庄倒的といっている。これは地力によらない。むしろこの程度の規模の土地を賃借する者が殺到したこのためと考えたい。第三については、五リールから七リールを負担する者が庄倒的である。たとえそれがフェルムに租込み得られない土地であったにせよ、しばしば上等な地力を誇ったことは確かである。しかし賃借者が腕一つの耕作者である以上、地味いかんが負担決定で大きな影響力を持ったとは思えない。賃借者の殺到のなかで額は不当に引上げられることになったのであった。

賃貸規模	賃 賃 料 (アルパンごとに)									
	リール 3~4		リール 4~5		リール 5~6		リール 6~7		リール 7~	
	アルパン	%	アルパン	%	アルパン	%	アルパン	%	アルパン	%
I	50は全体で	1.095	97	434.50	39.5	173	15.8	390.50	34.7	—
II	50は全体で	357.50	45	53	14.8	226	63.2	28.50	7.9	5
III	5は全体で	93.21	12.02	12	17.67	18	29.84	30.26	32.4	33.7
										3.5

(10) この事実を村における貧困化と直結することはできない。無産者化した時、彼は兼業者に転ずることによって経済的に向上する手段を考えた。現にその機会は多かったといっている。

(11) 第一が領主負担と十分の一税。ほかに、一、土産品の貢納。食用鶏や若鶏を得て、地主は食卓を豊かにできた。二、地主の直轄地に必要な肥料や種子を引渡す。これはかなりの苦痛であった。三、貢納品その他を地主のもとまで運ばなければならぬ。フェルミエはこの使役馬を何日も振向けた。運搬夫役は非常な負担であった。このため地主はしばしば報償を出すことに同意した。四、臨時の小作関係の成立

負担。以上に要約できるが、これと関連しては、Ibid, pp. 72-73 を参照。

- IV (1) 別に *tail a rente* とも呼ばれた。
- (2) 例えばアブランビル村の場合だが、一六八八年にタイユの負担者五三のうち、ラントを支払う土地を引受けている者三六、うち一四は農業のためもっぱらラント負担の土地によらなければならなかった。Verard, Ibid, p. 74 に注意。
- (3) ラントの取得者のなかでパリ在住のブルジョワをかく位置づけることに關しては、Ibid, p. 74 を参看。
- (4) 例えばブルドンデーダリュ家だが、アブランビル村に持つフェルムを買却して後も村内に多くのラントを確保していた。同家は単にラントの取得者として地主に甘んじた。Ibid, p. 74 に注意。
- (5) テイエ村においては葡萄島の賃貸に際しラントによる場合が圧倒的な割合を占めた。Ibid, p. 74. アブランビル村では葡萄島の賃貸に際し多くラントによつていた。Ibid, p. 75.
- (6) Ibid, p. 73 に注意。ラント負担の土地を彼は抵当として差入れてしまった財産と考えた。
- (7) 一六四四年に二〇リーブルのラントで賃借した半アルパンの葡萄島が直営できず、なおかつ滞納金の支払も不能に陥いたので、一六九四年には返還をよぎなくされた。Ibid, pp. 73-74.
- (8) 一六九三年三月に地主は九リーブルのラントで手放した葡萄島の返還を受けた。しかし彼はそれを四月以降に今度は二〇リーブルのラントで賃貸に出した。Ibid, p. 74 に注意。
- (9) マリル・ジュージュは葡萄島の賃貸にあたり、ラントとして白葡萄酒を要求した。Ibid, p. 74. 一六九四年クロード・ロシヨンは葡萄島の賃貸に際し、葡萄酒の価格が一ミューにつき三〇リーブル相当かそれ以下の時、ラントをオルレアン半樽に二つ、また三〇リーブルを上廻つた時、一ミューとした。Ibid, p. 75 を参看。
- (10) 一六七七年クレマン・ブシェールは全耕地をフェルムに統合したが、葡萄島二はラントを召上げることには甘んじた。Ibid, p. 75 に注意。

研究ノート

所謂立地型の識別について (続)

高橋潤二郎

一、立地型の判別

基本的な空間的分布のパターン、即ち、ここでいう立地型には、定形分布、ランダム分布そして集塊分布の三型があるが、対象となる立地型が、これら三型のいずれであるかを識別判定する上での一つの基準として分散、平均比が用いられることは既に述べた⁽¹⁾。これは、いふまでもなく、ランダム分布の理論型(モデル)である Poisson 分布に於て、分散と平均値が一致することに着目し、 σ^2/μ II をランダム分布、 $\sigma^2/\mu > 1$ を定形分布、そして $\sigma^2/\mu < 1$ を集塊分布の判定規準とするものである。この指標は、Chapman (一九四二) によつて相対分散 (relative variance) Blackman (一九四二) によつて分散係数 (coefficient of dispersion) 又、鳥居 (一九五二) によつて離隔係数 (divergence coefficient) と夫々ことなつた名称を附与されているが、特に、鳥居は、これを Poisson 分布からの隔りの測度を示すものとして離隔係数と呼んだものである⁽²⁾。対象分布の判定が全数調査による場合、この分散、平均比が直接

所謂立地型の識別について (続)

の判定規準になるが、標本調査による場合、これら統計値は標本とともに変動し、たとえ対象分布がポアソン型であったとしても、 σ^2/μ II を常に期待することができないことはいふまでもない。そこで通常の統計学的方法による σ^2/μ II の有意性検定がなされねばならぬ。ポアソン分布の適合度検定については、通常の χ^2 検定が適用出来ることは既に述べた通りであるが、Akellian や David and Moore は、ポアソン型の σ^2/μ が、近似的に自由度 $n-1$ の χ^2 分布をするという Fisher の説に着目して、 $\chi^2 = (\sigma^2/\mu) \times (n-1)$ なる式を χ^2 検定する方法を提案している⁽³⁾。更に、鳥居は上式を書きかえて、 $\sigma^2/\mu = \chi^2 / (n-1) = F$ 、 $df_1 = n-1$ 、 $df_2 = \infty$ とし、 σ^2/μ が近似的に自由度 $n-1$ 、 ∞ の F 分布をすることから、 σ^2/μ II の有意性を F 検定することを提案した⁽⁴⁾。即ち、Fisher によれば、ポアソン分布の Index of dispersion,